

学校保健 知得情報 vol.10

って する



千葉県教育庁教育振興部
学校安全保健課
平成23年12月発行

マイコプラズマ肺炎について

マイコプラズマ肺炎猛威 患者8割が14歳以下

全国的に「マイコプラズマ肺炎」が流行しています。県教育委員会には、10月末から、罹患者の報告が聞かれています。国立感染症研究所によると、11月14～20日の受診患者数が1定点医療機関当たり1.26人となり、調査を開始した平成11年以降、過去最多となったとのこと。患者の8割が14歳以下と小児に多い。高齢者は重症化しやすく、有効なワクチンがないことから、手洗い、うがいなどの感染症予防を呼びかけています。



特異的な予防方法はなく、流行期には手洗い、うがいなどの一般的な予防方法の励行と、患者との濃厚な接触を避けてください。

○マイコプラズマ肺炎とは・・・

せきやくしゃみを介してマイコプラズマという病原体が体内に入り込むことで感染します。潜伏期間が2～3週間と、インフルエンザなど他の呼吸器疾患と比べて長いようです。最初は、発熱や全身倦怠、頭痛などの症状があり、その後は乾いたせきが出るのが多く、せきは3～4週間近く続くこともあります。感染症発生動向調査からは、晩秋から早春にかけて報告数が多くなり、罹患年齢は幼児期、学童期、青年期が中心です。7～8歳にピークがあります。

学校保健安全法における取り扱い

学校保健安全法において予防すべき伝染病の中には明確に規定されてなく、学校で流行した場合、あるいは流行が危惧される場合には、必要があれば、学校長は学校医の意見を聞き、第3種学校伝染病としての措置を講じることができる疾患であり、出席停止の措置が必要と考えられる伝染病のひとつとされています。

全身状態の良いものは登校可能となっており、流行阻止の目的というよりも、患者本人の状態によって判断すべきであると考えられる。



- 厚生労働省HPもご参照ください。
- マイコプラズマ肺炎に関するQ&A 平成23年12月
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou30/>

この「知得情報」は、校内で印刷するか、回覧をお願いします。